

小田原基署発第175号の1
平成25年12月6日

事業主 殿

小田原労働基準監督署長



道路旅客運送業における労働災害防止の徹底について（要請）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろから労働基準行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでに御承知のとおり、厚生労働省では、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止計画が策定され、同計画に基づき、神奈川労働局及び小田原労働基準監督署においても、第12次労働災害防止推進計画（12次防）を策定し、労働災害防止に取り組んでおります。

12次防においては、平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害を15%以上減少させることを目標としております。

しかしながら、平成25年の当署管内の道路旅客運送業（バス・タクシー業）の休業4日以上労働災害発生件数は、10月末現在において、平成24年が2件だったのに対し、本年は10件と大幅に増加しており、このままでは、12次防の目標達成が遠のく可能性が高まります。

また、当署管内には箱根、湯河原等の観光地があり、これから年末年始に向けて観光客の増加や、冬季の降雪、道路凍結等による交通労働災害、乗降時やタイヤ・チェーン交換時等における転倒・腰痛の災害の発生等が懸念されます。

つきましては、バス・タクシー業における労働災害の防止を徹底するため、

- ① 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の徹底
- ② 悪路、降雪時、凍結路等における転倒・腰痛災害防止対策の徹底
- ③ すでに労働災害を発生させてしまった事業場においては、災害発生原因の究明及び再発防止対策の検討の実施並びに検討結果の労働者への周知等、改めて労働災害防止について取組みの強化をお願い申し上げます。